

平成21年度第4回大阪府都市計画公聴会の開催について

大阪府都市計画公聴会規則(昭和44年大阪府規則68号)第2条の規定により、下記の都市計画変更案の作成について、次のとおり公聴会を開催します。

1 公聴会開催の日時及び場所

- (1) 日 時 平成22年1月5日(火) 午前10時から
- (2) 場 所 大阪府新別館北館4階 多目的ホール
(地下鉄「谷町4丁目」駅下車)

2 公述及び傍聴の申出に関する事項

(1) 公述の申出手続

公聴会で意見を述べることを希望される方は、知事あてに住所、氏名(法人の場合は名称)、利害関係人にあっては利害関係の内容、意見の要旨を記載した公述申出書(様式指定)の提出が必要です(提出方法は郵送または持参)。

(2) 傍聴の申出手続

公聴会の傍聴を希望される方は、住所、氏名及び電話番号を記載したはがき又は電子メールにより申し込んで下さい。先着順で受け付けます(定員200名)。

3 公述の申出先及び問合せ先

大阪府都市整備部総合計画課

住所：540-8570(大阪府庁専用郵便番号)

大阪府中央区大手前二丁目

電話：06-6944-6777(ダイヤルイン)

電子メール：sogokeikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp

4 公述及び傍聴の申出期間

平成21年12月1日(火)から同月21日(月)まで〔必着〕

申出期限を12月15日(火)から21日(月)に変更しました。

1 公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の概要

南部大阪都市計画道路

(仮称)孝子インターチェンジにおいて、利便性、安全性及び防災機能の更なる機能の向上を図るため、国道26号との接続形式、国道26号線の延長及び一部区間の幅員を変更する。

対象町名	路線名	変更区域	変更内容
岬町	第二阪和国道	孝子地内	現道との接続形式の変更
	国道26号線	孝子地内	延長及び一部区間の幅員の変更

2 公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の掲示場所及び掲示期間

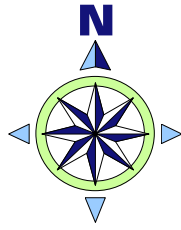
(1) 掲示場所

町役場	府庁
岬町事業部事業課	都市整備部総合計画課

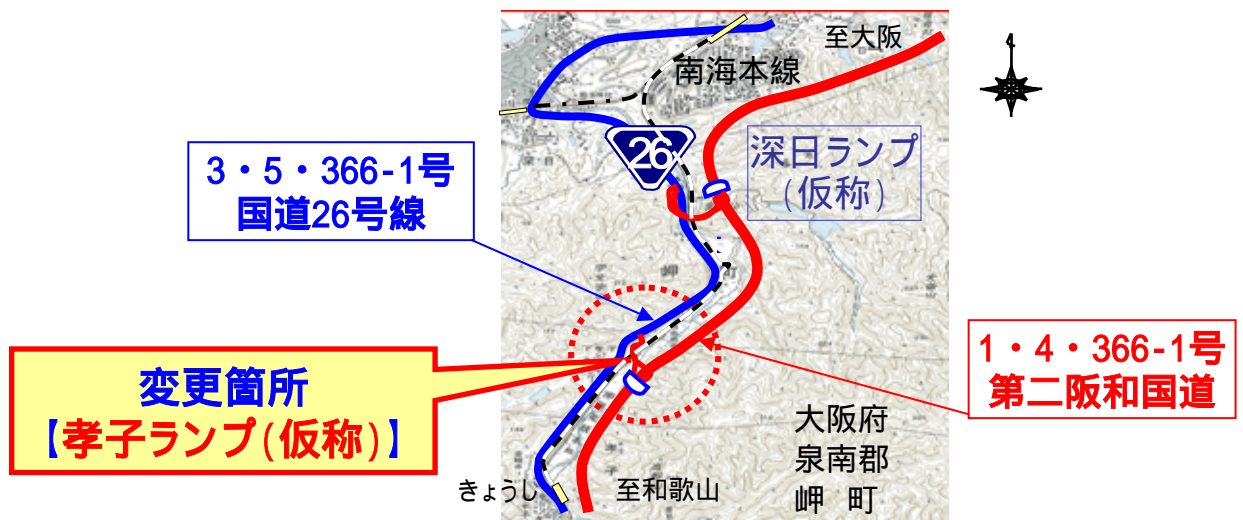
(2) 掲示期間

平成21年12月1日(火)から同月21日(月)まで

掲示期限を12月15日(火)から21日(月)に変更しました。



箇所図



都市計画平面図



凡 例



新たに都市計画区域となる箇所



都市計画区域から削除される箇所